

◇利用にあたって

■調査の概要

1. 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報を得ることを目的として新たに創設された統計調査です。

2. 調査の意義

- 産業連関表や、国民経済計算の基礎資料を得るため、原則として全産業をカバーする一次統計の情報を整備します。
- サービス産業分野の統計が不足しており、かつ、体系的に未整備となっていることから、この分野の統計情報を整備します。
- 事業所・企業を対象とする各種統計調査に提供する標本調査のための抽出条件、裾切り条件、母集団復元のためのベンチマーク情報等の母集団情報を整備します。
- すべての産業にわたる経済活動の多角化に対応した統計情報及び母集団情報を整備します。
- 地域の実情に応じてきめ細かな施策を展開するための基礎資料として、地域の経済活動に関する一次統計を整備します。
- 地方消費税の清算、中小企業振興のための補助金分配等の行政施策に資する基礎情報を整備します。

3. 調査の根拠法令

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施。

4. 調査の対象

農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務、国及び地方公共団体に属する事業所を除くすべての事業所及び企業が対象です。

5. 調査の期日

平成 24 年 2 月 1 日現在によって実施しました。

■用語の解説

事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているもの

をいう。

- ①一定の場所（１区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ②従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として平成 23 年の年間の売上金額の多いもの）により分類した。

従業者

平成 24 年 2 月 1 日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としている。

○個人業主

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人をいう。

○無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含まれる。

○有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

○常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは 1 か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成 23 年 12 月と平成 24 年 1 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている人をいう。

○正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

○正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、契約社員、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。

○臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

○他への出向・派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

■利用上の注意（製造業）

平成 23 年の工業統計調査は中止され、「平成 24 年経済センサス-活動調査」の中に調査項目が組み込まれ実施されました。

1. 本調査結果は、製造業について「工業統計調査（経済産業省所管）」（以下「工業統計」という。）と時系列比較を行うために、「平成24年経済センサス - 活動調査」（以下「活動調査」という。）の調査結果のうち、以下のすべてに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

2. 「事業所数」は、平成 24 年 2 月 1 日現在の数値です。

3. 「従業者数」は、平成 24 年 2 月 1 日現在の常用労働者、個人事業主及び無給家族従業者数から、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）を、差し引いた数値です。

4. 「原材料使用額等」は、平成 23 年中の 1 年間の原材料、燃料及び電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額です。

5. 「製造品出荷額等」は、平成 23 年中の 1 年間の製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額の合計であり、消費税及び内国消費税を含んだ額です。

- (1) 「製造品出荷額」とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造したもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成 23 年中にその事業所から出荷した額をいい、同一企業に属する他の事業所へ引き渡したものも含まれます。
- (2) 「加工賃収入額」とは、平成 23 年中に他の企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- (3) 「その他収入額」とは、製造品出荷額、加工賃収入額以外の収入額で、修理料収入、転売収入、製造小売収入等があります。

6. 産業中分類名の略称は次のとおりです。

中分類番号	産業中分類	略 称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料
11	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品
13	家具・装備品製造業	家具・装備品
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印刷・同関連
16	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業	プラスチック
19	ゴム製品製造業	ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革製品
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石
22	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄金属
24	金属製品製造業	金属製品
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産用機械
27	業務用機械器具製造業	業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品

29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32	その他の製造業	その他

6 統計表中の符号は次のとおりです。

符 号	説 明
—	皆無又は該当数値なし
0	表示単位に満たない数値
x	1又は2の事業所に関する秘匿数値であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としている。
△	マイナスの数値

7. 単位未満を四捨五入したため、合計項目の計数と構成項目の合計値が一致しない場合があります。

8. この統計表の数値は、愛媛県が公表した数値及び西条市が独自に集計したものです。